

塩尻市市有林を活用したJ-クレジット創出事業に関する公募型プロポーザル  
実施要領

塩尻市企画政策部ゼロカーボン・GX推進プロジェクト

令和7年5月

## 1 業務の概要

### (1) 事業名

塩尻市市有林を活用した J-クレジット創出事業(以下「本業務」という。)

### (2) 事業目的

2050 年までに二酸化炭素(以下「CO<sub>2</sub>」という。)排出量を実質ゼロにすることを旨とするゼロカーボンシティの実現と地域の経済成長・産業競争力強化を共に実現していく塩尻市(以下「本市」という。)のグリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)施策を推進するため、本市が管理する市有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(以下「J-クレジット制度」という。)に基づく J-クレジットの創出、販売に取り組む共同創出者を公募型プロポーザル方式による審査により選定する。

### (3) 業務内容

仕様書のとおり

### (4) 事業スキーム

ア 本市は、本業務の実施にあたり、共同創出者を公募型プロポーザル方式による審査において選定し、本業務に係る協定を締結する。

イ 本市と共同創出者は協定に基づき事業を実施し、J-クレジットを創出する。

ウ 共同創出者は、創出した J-クレジットの販売を行うとともに、得られたプロジェクトの粗利を提案があった割合に応じて本市と共同創出者で分配する。

※ プロジェクトの粗利は、販売した J-クレジットの売却益から外部経費(妥当性審査費用、検証費用、モニタリング外部委託費用)を差し引いた額となります。

### (5) 協定期間

締結日から令和16年3月31日まで(協議により延長可能とする。)

※ 協定内容を継続することが適当でないと思われるときは、協定書に基づき協定を解除することがある。

### (6) 実施方法

公募型プロポーザル方式

### (7) 事務局(担当)

塩尻市企画政策部ゼロカーボン・GX推進プロジェクト(二木)

住所 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL 0263-52-0280(代表) 内線 1351

e-mail gxproject@city.shiojiri.lg.jp

## 2 プロポーザルのスケジュール(予定のため変更あり)

No.	項目	期間等
1	実施要領等の公表・公開(ホームページ)	令和7年5月20日(火)
2	参加申込届等の提出期間	令和7年5月21日(水)午前9時から 令和7年6月 4日(水)午後5時まで
3	質問書提出期間	令和7年5月21日(水)午前9時から 令和7年5月27日(火)午後5時まで
4	質問に対する回答	令和7年5月30日(金)
5	参加資格結果通知	令和7年6月 6日(金)
6	提案書等の提出期間	令和7年6月 9日(月)午前9時から 令和7年6月18日(水)午後5時まで
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和7年6月25日(水)
8	審査結果通知	令和7年6月30日(月)
9	協定締結	決定者と調整

## 3 参加資格

### (1) 参加者の条件

本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる全ての参加条件を満たす者とする。

- ア 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規程(平成24年訓令第5号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- イ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。
- ウ 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- オ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- カ 塩尻市暴力団排除条例(平成24年塩尻市条例第7号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- キ J-クレジット制度を熟知し、森林管理プロジェクトの登録申請、J-クレジット認証申請、J-クレジット販売支援等業務を遂行することができる体制を整備していること。
- ク この事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤(組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。)を有している者であること。

### (2) 参加に対する制限

- ア 参加者1者につき複数の提案は認めない。
- イ 次に掲げるものは、参加資格を有していても本プロポーザルには参加できないものとする。また、参加者は次に掲げるものから直接又は間接に支援を受けることはできない。
  - (ア) 審査委員会の委員及びその家族
  - (イ) 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に所属する者

#### 4 参加申込み及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、所定の参加申込届((3)の提出書類を含む。)を提出期間内に提出すること。

##### (1) 提出期間

2 プロポーザルのスケジュールのとおり。

##### (2) 提出方法

提出書類は、事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず「書留郵便(配達時間帯指定郵便)」とし、提出期限までに送付物の到着確認を行うこと。また、発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。なお、配達時間は、午前9時から午後5時までと指定すること。

##### (3) 提出書類及び提出部数

- ア 参加申込届(様式1) .....1部
- イ 国税及び地方税の納税証明書.....1部  
(滞納がないことを証する書類で、発行後3カ月以内のもの。複写可。)
- ウ 登記事項証明書又は商業登記簿謄本 .....1部
- エ 直近1年の決算書の写し.....1部

##### (4) 参加資格結果通知

提出された参加申込届等に基づき参加資格要件を確認した結果を、令和7年6月6日(金)午後5時までに、全ての参加者にメールで通知し、同日付で郵送する。

#### 5 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に定めた資格が備わっていないことが判明したとき。
- (2) 差し替え等の処理を行わず複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等提出期間に所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 本プロポーザルに関し本市が開催した提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを欠席

- もしくは説明、回答を拒否したとき。  
(7) その他、不正な行為があったとき。

## 6 質問書の受付及び回答

参加者は、次の質問書の書類を提出すること。

### (1) 提出期間

2 プロポーザルのスケジュールのとおり。

### (2) 提出方法

質問がある場合は、質問書(様式2)に記入し、電子メールにて、Word形式で提出すること。メールの件名は「塩尻市市有林を活用した J-クレジット創出事業についての質問(企業名)」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

### (3) 回答

一括してとりまとめ、令和7年5月30日(金)に、塩尻市ホームページ上にて公開する。回答内容は、本要領及び関係する仕様書の追加、修正として取り扱う。

## 7 提案書等の提出

参加者は、次の提案書等の書類を提出すること。

### (1) 提出期間

2 プロポーザル実施スケジュールのとおり。

### (2) 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出すること。郵送は必ず「書留郵便(配達時間帯指定郵便)」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話で行うこと。また、発送後に、必ず事務局まで電話連絡を行うこと。配達時間は午前9時から午後5時までと指定すること。

### (3) 提出書類及び提出部数

- ア 提案書提出届(様式3) ..... 1部
- イ 提案書(任意様式) ..... 7部
- ウ 電子データ(CD-R 等) ..... 1枚

## 8 提出書類の作成方法

### (1) 提案書提出届(様式3)

代表者印を押印の上、提出すること。

### (2) 提案書

- ア 提案書(任意様式)

提案書は、「塩尻市市有林を活用した J-クレジット創出事業仕様書」(以下「仕様書」という。)の内容を踏まえ、具体的な内容を提案することとし、以下のとおり作成すること。また、提案書は、画一的なものではなく、本市の状況に沿った内容とし、追加する項目があれば提案すること。

- (ア) 提案書は、A4判の両面を使い((一部A3判折込み可)印刷は、両面・カラー)とし、表紙含む合計10枚以内(20ページ以内)とすること。
- (イ) 本文の文字の大きさは、原則10.5ポイント以上とすること。
- (ウ) 左肩をステープラーで綴じて提出すること。

#### イ 記載内容及び留意事項

本業務内容や塩尻市の状況を十分理解した上で、以下の内容を盛り込むこと(「11 審査方法等」を参照)。

- (ア) 実績について
  - 創出、認証、販売の実績件数、事業規模(金額等)を記載する。
- (イ) 実施体制について
  - 創出、認証、販売を実施する体制を記載する。本業務遂行に当たって、配置予定の者について、保有資格、業務実績、経験等を記載する。
- (ウ) 業務提案にあたっての基本的な考え方
  - 企画提案をするに当たって、「塩尻市市有林を活用した J-クレジット創出事業」の基本的な考え方・意義を示す。
- (エ) 全体工程計画
  - プロジェクト登録、認証からモニタリングが完了するまでの工程、令和7年度以降の業務スケジュール案(工程表案)を記載する。
- (オ) 認証計画
  - 市有林が持つ公益的機能を検証し、確実にJ-クレジット認証を受ける方法を提案する。
- (カ) モニタリング計画
  - 効率的に該当する市有林のモニタリングが実施出来る方法を提案する。
- (キ) 販売計画
  - 認証クレジットを塩尻市内優先で早期に、高価格で、かつ確実に販売する方法を提案する。
- (ク) 全体収支計画
  - 令和7年度から令和15年度までの年度ごとの収支計画を作成して提案する。その際、次の事項を一覧表にまとめて提案すること。
    - (a) CO<sub>2</sub>吸収算定量
    - (b) 売却益見込み(算定時の見込み単価も記載)
    - (c) プロジェクト計画書作成・登録費用見込み
    - (d) 各年度モニタリング検証費用見込み
    - (e) 各年度モニタリング実施費用見込み
    - (f) 当該事業における各年度の事業者手数料見込み
    - (g) 当該事業における各年度の収益見込み

(ケ) その他企画提案

J-クレジットを通じた経済活性化や地域課題解決に対する支援方法、地域への事業推進、裨益性など独自の提案をすること。

(コ) 按分率

J-クレジット売却益から外部経費(妥当性審査費用・検証費用・外部委託モニタリング費用)を差し引いたプロジェクト粗利を基にした収益按分における本市と事業者の按分率

(3) 電子データ

次の事項を表示したラベルを貼ったCD-Rに提案書をPDF形式にて記録し、提出すること。

- ・本業務名
- ・参加者名
- ・作成日

9 辞退

都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式4)を提出すること。

10 審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

参加者に対しては、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査(以下「ヒアリング等審査」という。)を実施する。詳細は、参加資格結果と合わせて通知する。

なお、参加者が多数ある場合には、あらかじめ定めた審査基準に基づく事前審査(書類審査)を実施し、4者程度に絞り込んだうえで、ヒアリング等審査を実施するものとする。

ア 日時:令和7年6月25日(水)

イ 場所:塩尻市役所本庁舎(塩尻市大門七番町3番3号)第6会議室

ウ ヒアリング審査時間

参加者によるプレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に、審査委員によるヒアリング等を10分程度行う予定。

エ ヒアリング出席者

パソコン操作者を含め3名以内とする。

オ その他

(ア) ヒアリング等は、参加者が提出した提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとして、新たな内容の資料提示や動画、3D画像(映像)CG画像(映像)等は認めない。

(イ) ヒアリング等に使用するパソコンは参加者が各自用意するものとし、モニター及びHDMIケーブルは事務局で準備したものを使用する。マウスやレーザーポインターは参加者が必要に応じて用意するものとする。

(ウ) ヒアリング等の順番は、事務局にて抽選で決定する。

- (エ) その他、ヒアリング等に係る留意事項については、参加資格結果の通知書と合わせて通知する。
- (オ) 本プロポーザルの参加者が1者の場合においても審査を行う。
- (カ) 提案書評価基準及び選定に係る資料は、全て非公開とする。

(2) 収益按分に関する審査

ア 収益按分に関する評価

参加者による提案のうち J-クレジット売却益から外部経費(妥当性審査費用・検証費用・外部委託モニタリング費用)を差し引いたプロジェクト粗利を基にした収益按分における本市の按分率が最も高い提案(最高割合)を満点(60点)とする。但し、本市の按分率が5割より下回る場合は、0点とする。

イ 次点以降は、以下の式により評価点を算出する。

式) 評価点 =  $60 \times (\text{提案割合} \div \text{最高割合})$  ※評価点の小数点以下は切り捨てる。

【計算例】最高割合が70%の場合

	A社(最高割合)	B社	C社
本市の収益割合に関する提案割合	70%	60%	55%
評価点	60点(満点)	51点	47点

11 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

各審査委員が評価を行い、その平均値をヒアリング等審査の評価点とする。審査の当日に委員が欠けた場合も同様とする。※評価点の小数点以下は切り捨てる

なお、参加者が1者のみであった場合は、ヒアリング等審査及び按分率審査の評価点が180点以上となり、かつ、全ての委員が採用に合意した場合に、共同創出者として選定する。

審査項目	評価項目	評価の視点	内訳	配点
ヒアリング等 審査	継続性	・経営状況は安定しているか。 ・過去に実施した同種業務の実績はどうか。	30	240
	実施体制	・本業務を着実に遂行できる体制及び人員であるか。 ・十分な知識や経験を有しているか。(資格や業務実績、経験等)	20	
	事業計画	・本市の目的や条件を理解したうえで、提案目標や手法は意欲的か。(基本的な考え方、全体工程計画、認証計画、モニタリング計画等)	90	

	販売促進	・塩尻市内優先、高価値販売、確実に販売を促進する取り組みは適切か。(販売計画、全体収支計画等) ・本市を PR(ブランディング)できる提案か。	60	
	その他企画提案	J-クレジットを通じた独自提案があるか。	30	
	熱意	専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢はどうか。	10	
按分率審査	収益配分率	本市の収益性はどうか。	60	60
合計				300

## 12 審査委員

参加者は、委員名の公表から採用候補提案を決定するまでの間、委員への接触、不当な働きかけを行わないこと。違反した者は失格として取り扱う。

区分	所属	職名	氏名
委員長	ゼロカーボン・GX推進プロジェクト	リーダー	太田 文和
委員	ゼロカーボン・GX推進プロジェクト	サブリーダー	植野 敦司
委員	農林部	部長	花岡 昇
委員	農林部耕地林務課	課長	田下 高秋
委員	市民地域部	部長	島田 一
委員	市民地域部生活環境課	課長	塩原 敏也

## 13 優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定は以下のとおりとする。

- (1) ヒアリング等審査及び按分率審査の合計評価点の最も高い参加者を優先交渉権者、次点を次点者として選定する。
- (2) 複数の参加者の合計点が同点の場合は、提案書の「収益率」の高い順に選定し、「収益率」も同額である場合は、審査委員の審議により優先交渉権者及び次点者を選定する。

## 14 結果

### (1) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年6月30(月)に審査対象者全員に郵送及びメールにて通知する。

### (2) 審査結果の公表

審査結果は、塩尻市公式ホームページに優先交渉権者の名称を公開する。なお、提案書の内容は、非公開とする。

## 15 協定締結

### (1) 優先交渉権者との協定締結の流れについて

本市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、協定に係る仕様を確定させる。

(2) 協定交渉

本市は、優先交渉権者に選定された者と協定交渉を行う。

(3) 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と協定事項等で合意に至らなかった場合又は、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合は、協定締結を行わないこととし、次点者と協定締結の交渉を行う。

(4) 費用の負担

協定に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次点者との協定締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次点者の負担とする。

16 その他

(1) 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。

(3) 提出された書類等の返却は行わない。なお、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 本市は、審査対象者の提案書を、本プロポーザルに関する公表等に必要と認めるときは、参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。提案書に含まれる第三者の著作権の公表等の使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。

(5) 本業務の仕様については、仕様書に定めるほか、提案書に記載された内容を尊重し、本市、共同創出者の協議の上で定める。

(6) 本プロポーザルは協定候補者の選定を目的とし、本市は選定された提案書の内容に拘束されない。